

公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

公会堂条例の一部を改正する条例

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前									改正後								
別表第2（第8条関係）									別表第2（第8条関係）								
区 分	普通利用料金の上限額						特別 利用 料金 の 上 限 額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別 利用 料金 の 上 限 額	附属の設備の利用料 金の上限額
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで				9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで		
[略]								1 [略] 2 電気料 機械又は器具を 設置して電気を使 用する場合におい ては、実費を基準 として知事が定め る額	[略]								1 [略] 2 電気料 機械若しくは器 具を設置して電気 を使用する場合又 は別表第1に掲げ る施設（大ホール 及びギャラリーを 除く。）のエアコ ンディショナーを 使用する場合にお いては、実費を基

			準として知事が定める額
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。